

「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」に対する意見		
意見の対象	意見の内容	意見の理由
1. 特定適格消費者団体 (1) 特定適格消費者団体の認定等 ② 認定要件ア	個人情報を適切に取扱う態勢整備が行われていることを要件に加え、かつ、例えばJIS Q 15001やJIS Q 27001の認証取得を義務づけることとすべきである。	特定適格消費者団体は、一般にはアクセスすることができない消費生活相談情報(PIO-NET情報)の提供を受け(1. (2) ③イ)、あるいは対象消費者の氏名、住所、電子メールアドレスについて提供を受ける可能性がある(3. (2) ③イ)。ここで、対象消費者である(あるいはその可能性がある)という事実は、共通争点の確認の訴えの対象となった権利に係わる取引関係を有していたことを前提とするものであって、当該消費者のプライバシーに係わる情報であるものであるところ、特定適格消費者団体は、これらの情報について、本人の同意を得ることなく第三者から提供を受けて取得するものである。それ故、特定適格消費者団体については、特に個人情報の取扱について高度の管理態勢を有することが要件とされるべきであり、かつこの点について、情報管理に関する専門的な地検を有する第三者によって検証されることが適切と考えられる。
1. 特定適格消費者団体 (1) 特定適格消費者団体の認定等 ② 認定要件オ	特定適格消費者団体が支払を受けることができる費用及び報酬の定めの内容については、「著しく不当でないこと」ではなく、「相当な内容である」こととすべきである。	不当とは、違法ではないが社会的に見て相当性を欠くことを意味するものであるところ、他益的、公益的な手続を担う特定適格消費者団体が受ける費用報酬の定めについて、社会的相当性を欠いていてもその程度が著しくなければ認定され得ることは、本制度の信頼性を損ねるおそれ大きい。 なお、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第161号)第6条第15号は、民間紛争解決業務を行う者(認証ADR機関)の認証の要件として、支払を受けることができる費用及び報酬の定めについて「著しく不当でない」ことを規定しているが、特定適格消費者団体の認定要件は、認証ADR機関の場合よりも厳格なものであるべきである。 すなわち、認証ADR機関の行う紛争解決手続の場合、紛争当事者の申立てにより手続が開始されるため、紛争当事者が認証ADR機関を利用するか否かの判断を通じて費用報酬の定めが適正が担保されやすい。これに対し、特定適格消費者団体の費用報酬請求権の場合には、自ら能動的に共通争点の確認に係る訴権を行使することに起因して発生するものであるため、報酬目当てによる濫訴の懸念なども生じかねない。 のみならず、消費者は、特定適格消費者団体と比較し情報力格差等があるはずであるところ、今回提案されている訴訟制度では、消費者が突然、申立団体である特定適格消費者団体から通知を受け一定の期間内に申立団体に対し個別請求権の届出をするための授権をするか否かの判断を迫られることも想定されるのであって、このような消費者が、報酬の定めが適切妥当なものであるかなども考慮の上、これを判断することは困難であると考えられるから、報酬の相当性についてより厳格な基準によるべきである。

意見の対象	意見の内容	意見の理由
1. 特定適格消費者団体 (2)被害救済関連業務等①イ	共通争点の確認に係る訴権を濫用した疑いがある場合に、共通争点の確認に係る訴えの相手方となった事業者が、内閣総理大臣に対し、当該事実を通報し調査を求めることができる旨を規定すべきである。	共通争点の確認に係る訴権の濫用の形態はさまざまあり得るところ、特定適格消費者団体による内閣総理大臣への報告義務(1.(2)①エ)に基づく報告だけでは濫用の疑いを把握できないおそれもある。濫用の有無に関し、相手方たる事業者による通報権限を定めることにより、行政庁の監督権限をより適切に行使できることが期待できる。
2. 一段階目の手続(共通争点の確認の訴え) (1)対象となる権利	共通争点の確認の訴えの対象につき、集団性、共通性、対象事項の支配性の要件だけでなく、集団訴訟制度が個別的権利行使を補完する性質を有すべきことを踏まえた要件を加えるべきである。	本来、権利行使は権利者が自ら行うことが原則であるところ、集団訴訟制度による共通争点の確認の訴えが、消費者被害救済のために、特に特定適格消費者団体が他人の権利を代わって行使することを認めるものであることに鑑みれば、既に多数の消費者が個別的に権利を行使し、その権利を実現している類型の権利については、あえて対象となる権利とする必要性に乏しい。 のみならず、このような類型の権利について集団訴訟の対象とする場合には、事業者としては個別的な権利行使について、集団訴訟への影響を考慮するなどして、集団訴訟の帰すうを見て対処することになりやすく、かえって個別的な権利行使、被害回復に負の影響を及ぼすおそれもある。
2. 一段階目の手続(共通争点の確認の訴え) (1)対象となる権利	共通争点の確認の訴えの対象につき、裁判外紛争解決制度など消費者の権利を簡易迅速に実現するための制度が存在することなども考慮し、適切な要件設定の観点を含めて慎重に検討すべきである。	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に基づく裁判外紛争解決制度や、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成21年法律第58号)により導入されたいわゆる金融ADR制度などは、消費者等の利益を保護するため、権利の簡易迅速な実現をはかりあるいは条理に従って適切妥当な紛争の解決を図ることを目指している。 また、貸金業法など各種の業法においては、事業者に対し消費者の苦情の適切な処理を義務づけ、自主規制団体などによって消費者、利用者の利益の保護のために苦情や紛争の解決の促進が図られているところである。 これらの裁判外紛争解決制度等は、いずれも紛争当事者とりわけ事業者の、苦情、紛争の適正妥当な解決への協力を背景としているものであるところ、集団訴訟の対象となる可能性のある案件については、集団訴訟への影響を考慮するなどして苦情処理や裁判外での紛争解決が円滑に進まなくなるおそれがあり、かえって個別的な権利行使、被害回復に負の影響を及ぼすこととなりかねない。 集団的消費者被害救済制度専門調査会報告書p16に、「対象事案としては、消費者紛争の特性を踏まえつつ、民事訴訟制度等の当該紛争の解決にとって優れている他の方法が存在するとはいえないようなものである必要がある」と指摘されていることを踏まえ、裁判外の手続等の存在も考慮して要件を定めるべきである。

意見の対象	意見の内容	意見の理由
2. 一段階目の手続(共通争点の確認の訴え) (1)対象となる権利	共通争点の確認の訴えの対象となる事案について、実務上、実質上争点性が失われている場合には、共通争点の確認の訴えの対象とならないことを明確にすべきである。	集団性、共通性、対象事項の支配性のみを要件とする場合、例えば、事実関係には争いがなく、かつ既に同種事案に関する最高裁判所の判例等が存在し、実務上結論が明確に予見できるような事案であっても、特定適格消費者団体は共通争点確認の訴えを提起することが許容されることになってしまうが、このような訴訟は、あえて特定適格消費者団体が個々の権利者に代わって訴えを提起する実益は存在せず、単に報酬目当ての訴訟となりかねない。のみならず、このような共通争点の確認の訴えを許容することは、裁判所や対象となる事業者の負担を徒に増大させることになるおそれが大きく不適切である。
2. 一段階目の手続(共通争点の確認の訴え) (1)対象となる権利	精神的損害や逸失利益が中心的な損害であることが合理的に予見できる事案については、原則として対象とならないこととすべきである。	二段階目の手続が、簡易な手続の審理を予定していることに鑑みれば、およそ類型的に見て簡易な手続の審理では損害の有無や金額を判断することが困難である場合には、そもそもにおいて集団訴訟制度にはなじまないものと考えられる。ここで、精神的損害や逸失利益は、損害の有無や金額については個別性が強く簡易な手続においてよく判断しうるものとはいいがたいから、これらが中心的な損害であることが合理的に予見できる事案については、原則として対象とならないこととすべきである。
2. 一段階目の手続(共通争点の確認の訴え) (1)対象となる権利	個人情報漏えい事案が本制度の対象とならないことを明確にすべきである。	「個人情報の取扱いは消費者契約に基づくものでないことから、個人情報漏えい事案は本制度の対象とならないこと」について、説明会で明らかにされたところであるが、今後の消費者庁の解説等でその具体的な内容を明確にしていきたい。なお、個人情報の取扱いについて消費者から同意を取得することがあるものの、「かかる同意も個人情報保護法に対応する目的で取得しているものであり、消費者契約に基づくものではないこと」についても明確にしていきたい。また、個人情報漏えい事案は、その損害の中心が精神的損害であることから、簡易な手続の審理を予定する二段階目の手続に整合せず、本制度の対象とすることが不適切であるものとする。また、大量の個人情報が漏洩した場合において、事業者が著しく高額な損害賠償責任を負担して事業継続に甚大な悪影響を及ぼす可能性があり、かかる観点からも本制度の対象とすることは妥当でないとする。
2. 一段階目の手続(共通争点の確認の訴え)	共通争点の確認に係る訴権の濫用の場合には、訴えが却下されることを規定すべきである。併せて訴権の濫用となる場合について例示列挙するなど、内容を明確化するための条項を設けるべきである。	共通争点の確認に係る訴権の濫用が許容されないことは1(2)①イからも明らかであるが、共通争点に係る訴権の濫用の禁止が、特定適格消費者団体の行為規範として定められるだけでなく訴えの却下事由とされ、一定の類型が例示される場合には濫訴に対する抑止的効果が期待できる。

意見の対象	意見の内容	意見の理由
3. 二段階目の手続(個別請求権の確定訴訟) (2)通知・公告 ③事業者の協力イ	対象消費者の氏名、住所、電子メールアドレスのうち通知に必要なものが記載された文書等の提出義務が免除されるべき正当理由には、対象消費者の情報を提供することに著しい時間や費用を要することが含まれることを規定すべきである。	<p>集団訴訟制度は、多数の消費者が対象となることを前提としているものであるところ、多数の消費者に関する情報を提出することは実務上多くの困難を伴う。</p> <p>例えば、事業者は、コンピュータシステムを用いて顧客のデータを管理しているところ、二段階目の対象となる顧客を特定し抽出することは、システム上対応する抽出キーが設定されていなければ現実的に極めて困難である。</p> <p>また、取引が終了した後の顧客の情報に関しては、コンピュータシステムに保存せずコンピュータシステムに保存されていたデータをマイクロフィッシュなどに出力して保存する例が多いが、この場合にも対象となる消費者を抽出し情報を提供することは著しく困難である。</p>
3. 二段階目の手続(個別請求権の確定訴訟) (2)通知・公告 ③事業者の協力ウ	過料の制裁の対象となるのは、正当な理由無く故意に命令に従わなかった場合に限られることとすべきである。	データの不備その他の事由により、対象消費者の抽出において漏れが生じた場合にも過料の制裁の対象とすることは相当でない。
3. 二段階目の手続(個別請求権の確定訴訟) (3)簡易な手続 ②認否	仮に、個別請求権確定のための簡易な手続を設ける場合であっても、事業者は、当該手続において、反対債権をもって相殺しうることを明確にすべきである。	<p>集団訴訟制度は、実体上の権利に何ら変動をもたらすものではないことを前提とすると、反対債権による相殺が制限される理由はないはずである。しかしながら、個別請求権の確定訴訟が簡易な手続によることを予定しているため、共通争点の確認の訴えで対象となった権利に係わらない反対債権による相殺について、手続上否定に解されるおそれが否定できないため、この点を明確にすることを求めるものである。</p>
4. その他	訴権の濫用がなされないよう、制度全体を通じ、実質的に機能する方策を検討し盛り込むべきである。	<p>訴権の濫用が頻発する場合には、集団訴訟制度の趣旨が没却されることとなってしまううえ、事業者にとって不合理な負担を強いられることになってしまう。</p> <p>従って、特定適格消費者団体による訴訟追行だけでなく、制度全体を通じて濫訴を防止するための方策が不可欠である。</p>